

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2688号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

坊主山クラインガルテン (長野県旧四笈村)



もくじ

随 想	情 報	情 報	フォーラム	政 策
生命地域宣言………	新任都道府県町村会長の略歴………	町村Nav………	「十勝ワイン」自治体経営のワイナリー―北海道池田町………	農商工連携、地域ぐるみで推進を―農林水産省・経済産業省研究会………
				島根県飯南町長 山碕 英樹………(11)

開 話 休 題

「協働」という名の「強動」にならないために

農村工学研究所研究員 坂本 誠

このところ、住民・行政相互の情報共有に關する不満や不安を、住民・行政の双方から耳にすることが増えてきた。特に「住民→行政」方向、すなわち、住民から行政への情報発信、行政の住民に対する観察力が心許なくなっているようだ。「行政→住民」方向の情報伝達は、回覧や行政無線、CATVの文字放送等によってなんとか維持できているが、「住民→行政」方向の情報伝達のパイプが、急速に細くなりつつあるという。

原因の1つは、行財政改革(市町村合併を含む)による自治体職員数の減少だろう。自治体職員数の減少が必ずしも住民と行政の情報共有に悪影響を及ぼすわけではないが、少なくとも、なにも手を打たなければ、自治体職員の地域観察力、情報収集力の低下は避けられない。もう1つの原因は、人口減・高齢化に伴う地域(集落)の体力低下にあると考えられる。集落は、既存の体制・活動を維持するだけで手一杯であり、行政に対する交渉力、情報発信力を従前通り發揮す

ることが難しくなりつつある。

昨今、とみに「住民と行政の協働」が謳われるが、これは住民・行政相互に、情報・意思の疎通が十分に確保されていることが前提である。情報や意思が「行政→住民」の一方に流れるなかでの「協働」は、地域に対して逆効果さえもたらす危険をはらんでいる。「協働」の名の下に、行政側から、行政自身の事情に基づいた「動員」がかけられ、地域住民には負担だけがのしかかるおそれがあるからである。こうした「協働」は、行政の側にとってみれば、たしかに一時的な行財政効率化にはなるかもしれないが、地域住民にとっては負担感がかりが残り、結果として、地域全体の幸福にはつながらないのではないか。

「協働(きょうどう)」という名の「強(きょう)動(どう)(こ)う(こう)」となつては、元も子もない。真の意味での「協働」を実現するためにも、「協働のまぢづく(くり)」を實踐する前に、住民と行政との関係をいまいちど点検してほしい。

● 写真募集 ●

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい) 尚、採否は当方に一任願います。 送り先:全国町村会・広報部

農工商連携、地域ぐるみで推進を

活性化の新たな概念として「浸透」と評価

研究会

農林水産省 経済産業省

農林漁業者と商工業者が連携して新しい商品・サービスや流通システムを開発、新事業を生み出すことで地域活性化につなげようという「農工商連携」。その現状と課題について、有識者12人から成る農林水産省と経済産業省の農工商連携研究会（座長・門間敏幸東京農業大学教授）が分析し、報告書にまとめた。

これまでの施策展開を通じ、地域活性化の新たな概念として「浸透しつつある」と評価する一方、今後は個々の事業者による取り組みにとどまらず、地域ぐるみでさらなる推進を図ることで、面的な広がりを持たせることが重要と指摘。そのための支援策をハード、ソフト両面で強化するよう提言した。

5つの意義

農工商連携は、2007年11月に政府の地域活性化統合本部（本部長・福田康夫首相当時）が決定した「地方再生戦略」で、農山漁村の振興を図る重要施策の柱として位置付けられたのが契機となり、両省による取り組みがスタート。08年7月には農

商工等連携促進法が施行されたほか、麻生内閣が新たな経済成長へのシナリオを打ち出した09年4月の「未来開拓戦略」でも、重点事業の一つに掲げられている。

そこで両省は「農林水産業サイド、商工業サイドのすべての関係者が共通理解とすべき中長期的な方向」を探ろうと、農水省総合食料局長と経済産業官房地域経済産業審議官の私的

研究会として、農工商連携研究会を設置。08年12月から検討を始めた。委員や外部から招いた有識者によるプレゼンテーションも交えつつ、7回にわたり議論。その成果を報告書にまとめ、09年7月に公表した。

報告書は、まず農工商連携の現状とこれまでの取り組みの経緯を整理した。例えば農工商等連携促進法では、中小企業者と農林漁業者が共同

で事業計画を作成し、国から認定された場合には事業資金の貸付や債務保証、設備・機械の取得に対する優遇税制の適用、事業経費の補助が受けられると規定しているが、その件数は09年3月27日現在で185件に上る。

関連予算は08年度が農水、経産の両省で各100億円を計上した。09年度は当初予算で計334億円（農水省179億円、経産省155億円）と大幅に拡充。同年度1次補正予算では、さらに計146億円（農水省96億円、経産省50億円）が増された。

普及広報活動をめぐっては、08年4月に先進事例を選定した「農工商連携88選」を発表。同年6月には首相官邸で福田首相、若林正俊農水相、甘利明経産相（いずれも当時）のほか、全国農業協同組合中央会や日本経団連をはじめとする関係団体の代表が一堂に会し、相互協力の意思を確認する「農工商連携サミット」を開催した。

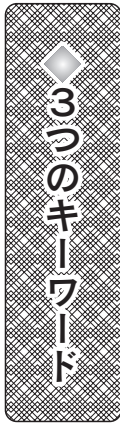
さらには地域での取り組みを自立的に進めていくため、9つの地域ブロックごとに地方農政局や地方経済産業局、都道府県、商工会議所、商工会連合会、農協といった関係機関・団体が構成する「農工商連携ブロック協議会」を設立。ここが推進

政 策

母体となり、09年3月までに計43回のフォーラムやセミナーが各地で開かれ、延べ約5000人が参加したという。

また、中小企業基盤整備機構は「農商工連携型地域中小企業応援ファンド」として、500億円の資金枠を用意し、都道府県への貸付を実施。これを受け、09年5月現在で22道県が基金創設を発表している。

報告書は、こうした一連の動きをとらえて「地域の関係者自らが農商工連携に取り組み動きが各地域に浸透しつつある」と分析。その上で農商工連携の意義として、①生産物の需要拡大などを通じた農林水産業の収益拡大②商品の品質向上や差別化を通じた商工業の収益拡大③消費者への多様で高品質な農林水産物・食品の提供④地域経済の活性化⑤食料自給率の向上という5点を強調した。



一方、今後の施策展開に当たってのキーワードとして、報告書は「マーケティング力」「経営力」「地域力」の3つを提示。その強化に向けた取り組みとして、供給・販売体制の確立や市場ニーズの把握、魅力ある商品づくり、地域ブランドの育成・管理、地域内の事業者ネット

ワークの構築を挙げた。

このうち供給・販売体制の確立では、消費者のニーズを把握している流通・加工・小売業者などとの結び付きを強めつつ、地域共用の加工施設の導入支援や直売所・学校給食・社員食堂を舞台とした地産地消を展開。商談会を開いたり、マーケティングの専門家を活用したりして販路開拓を後押しするとともに、日本貿易振興機構(JETRO)が行っている見本市への出展支援などを通じた輸出促進にも取り組むよう求めた。

魅力ある商品づくりでは、地方自治体の農業・林業・水産試験場や農業普及指導センター、工業技術センターによる技術開発・指導を充実させるほか、研究施設・設備の相互利用や研究者の交流を促進し、技術開発に努める。また地域ブランドの確立に向け、コンセプトの設定からマーケティングまで一貫した取り組みを推進。セミナーの開催や施設整備への支援を通じ、品質管理技術の底上げや高度化を図る。

加えて、両省が農商工連携の目玉事業と位置付けている「植物工場」についても、技術開発や施設設置への支援を通じ、引き続き普及・拡大に努めるよう求めた。施設内で人工的な光を照射したり温度や水量を調節したりしながら、野菜などを生産

する植物工場は、農薬の使用を最小限に抑えつつ、計画的な栽培・出荷が可能であるため、安全な農産物を安定的に供給できる新たなビジネスモデルとして、注目を集めている。

経産省が把握しているところによると、植物工場は09年4月現在で全国に50カ所ある。内訳は、人工光のみを用いる「完全人工光型(完全制御型)」が34カ所、太陽光と人工光を併用する「太陽光・人工光併用型」が16カ所。また園芸用のビニールハウスに近く、太陽光のみを用いる「太陽光利用型」というタイプもあるという。

ちなみに東京・霞が関の同省別館1階ロビーには、植物工場のデモンストラクション用施設(完全人工光型)が、10月末までの予定で展示中だ。

経営力をめぐるっては、人材育成とI-T(情報技術)の活用、経営指導体制の充実を柱に据えた。中小企業大学校や農業大学校といった教育機関との連携、I-Tに関する研修会の開催、企業OBの積極的な取り込みを図ることで、経営知識・ノウハウの向上を図る。

地域力については、フォーラム・ツアー・キャラバンの開催やメールマガジンの発行を通じた普及・啓発活動を展開するとともに、意欲ある農林漁業者と商工業者の情報を橋渡しするプラットフォーム(共通基盤)

を整備。さらには国が地方自治体向けに、地域ぐるみで戦略的に推進するに当たってのポイントをまとめた手引書や、参考となる事例集を策定・周知するよう求めた。

このほか報告書には、委員から寄せられた意見や、プレゼンテーションで紹介された取り組み事例をまとめた「ラム」が、随所に盛り込まれている。

研究会メンバー

農商工連携研究会の委員は次の通り。(役職・氏名の順、敬称略)

- ▽高島屋MD本部食料品・食品ディビジョン商品計画担当部長 飯野弘▽NPO法人日本GAP協会理事 上杉登▽日本総合研究所研究事業 本部主任研究員 大澤信一▽高知県知事 尾崎正直▽農事組合法人郷園代表理事 木内博一▽日本税理士会連合会専務理事 小林健彦▽日本農業法人協会専務理事 紺野和成▽オイシックス社長 高島宏平▽イトーヨーカ堂常務執行役員食品事業部長 竹田利明▽日本政策金融公庫取締役 皆川博美▽東京農業大国際食料情報学部国際バイオビジネス学科教授 門間敏幸(座長)▽パルシステム生活協同組合連合会常務執行役員 山本伸司

(時事通信記者 逆瀬川英明)

フォーラム



「十勝ワイン」自治体経営のワイナリー



赤字再建団体の町は、丸谷金保元町長のアイディアと行動力、指導力によってワインの町となりました。

池田町は開町111年を迎えました。明治12年以来、水害、冷害、病虫害の苦難の開拓を乗り越え、十勝川と利別川沿いの平野には水田や畑地が広がりました。町土はほぼ平たんで農地が広がり、面積372平方キロの7割ほどが海拔100メートルから200メートルの林地です。人口は、昭和30年の約17、000人を最大に過疎が進み、今年4月で、8、000人となりました。

ブドウ愛好会とワイン造り

昭和32年冷害や地震で赤字再建団体となっていた池田町に、38才の町長が誕生しました。町長は昭和35年に新農村建設計画を立て、農村青年と共に果物のある農村づくりを目指して「ブドウ愛好会」を結成し、数十品種の苗木約5千本を自費で購入して栽培を始めました。寒さのため昭和39年にはほとんどが枯れてしまいましたが、昭和37年に農産物加工研究所を設立し、山ブドウがなぜ枯れないのか、品種がアムレンシスでは、と調査を始めました。

山ブドウがワインに適する品種だと判り、昭和38年にブドウ・ブドウ酒研究所を設立、果実酒製造免許が認められ、その試作品は昭和39年8月にハンガリーの国際ワインコンテストで銅メダルを受賞しました。日本でワインがほとんど飲まれていなかった時代に、1、000年を超える歴史を持つ本場ヨーロッパから認められたのです。求めるブドウは醸造用へと方向が定まり、昭和41年十勝ワイン、十勝ブランドー



いけ だ ちょう

北海道 池田町

△リニューアルしたワイン城と展示園。ヨーロッパの古城を思わせる概観は町のシンボルだ。

フォーラム

「寒すぎる」不適地でも
山ブドウは育つ

農水省の果樹農業振興基本方針の「ブドウ栽培に適する基準」では、年平均気温は7度以上。池田町は6度なので1度満たず、最低気温では4度から9度も満たない気温です。この基準によると池田町はブドウ栽培するには「寒すぎる不適地」なのです。

百年と少し前の十勝は原始の自然で、甘い果実は山ブドウがコクワが在来種であり、入植後でもグスベリヤユスラウメなどのほか果物は育ちません。山ブドウは、年によって収穫は不安定で、量が少なく品質も一定しません。

のブランドで販売が始まりました。



▷十勝川沿いの冬のブドウ園。「寒すぎる不適地」でも山ブドウは育つ。

また種子が大きくて果汁が少なく、硬が弱くて扱いにくく、完熟してもやや酸度が高いという性質があります。

貴重な遺伝資源
耐寒性品種づくり

寒さに強い品種を求めため、世界から200種ほどを品種導入しましたが、ほとんどは露地では生育できません。導入とはいえ植物防疫所で1年間の隔離栽培を行い、病害虫がないことを確認した上で引き取りになります。クローン選抜法は、自然淘汰や変異を繰り返した同一品種中から、有用な性質を持った株を選抜する方法です。この方法で「清見種」が誕生しましたが、冬は労力を要す覆土が必要で、木をいためる欠点があります。

次は交配法です。導入種を母に山ブドウの花粉を人工交配して、実生を育て選抜します。ですが交配から果実が得られるまで少なくとも3年、これを挿し木で増やして畑で栽培するまで3年、得られたブドウをワインにして酒質を判断するのに5年、さらに農家に普及するには耐病耐虫性や栽培適性と収量性の改良も必要です。ブドウが育たないといわれた地域で品種を開発するには大変な年月を必要とします。

これまでに2万種を超える交配種を育て、昭和50年に交配した「K1567」は最初に普及した耐寒性品種で、「清舞」と命名して平成12年に農水省に種由登録しました。酒質は母親の「清

◁冬に覆土した清見種の木は春には掘り起こさなければならない。



見」似て、商品は交配から23年後の平成10年に本格販売しました。一番目は、山ブドウ似の「K13197」で「山幸」と名付け、平成18年に登録、平成15年から同名のワインを販売しています。他に戻し交配した改良種や多くの個性的な品種が出番を待っています。

平成15年に池田町ブドウ・ブドウ酒研究所は、日本ブドウ・ワイン学会から「耐寒性ワイン用ブドウ品種の育成とその醸造」が評価され、学会初の「2003年度ASEV学会技術賞」を受賞しました。

売れないワイン
地産地消と観光

昭和39年に十勝ワインが世界で認め

られたと言っても、当時地元ではワインは酸っぱくて渋いと不評で、むしろ海外経験者の多い東京から評判となり始めました。本格ワインを楽しむには、まず食生活を見直すことが必要と、町では肉の料理法や洋食マナー講習を始め、昭和45年には役場庁舎に町営レストランを開店しました。昭和49年にはワイン工場とレストランの複合施設、「ワイン城」を建設。ヨーロッパの古城に似た外観は、町のシンボルとして新たに観光の役割を持ち、平成16年には新しい工場を、平成17年には地元出身の吉田美和さんの音楽グループ「ドリムズ・カム・トゥルー」のギャラリーを開設して、リニューアルしています。

地域農産のブランド
「いげだ牛」とレストラン

町は昭和45年ワインとの相性の良い牛肉の振興のため、多頭飼育実験牛舎や大規模な育成牧場を整備し、昭和55年から褐毛和種を導入しました。町内



▷日本ブドウ・ワイン学会 2003年 学会技術賞を受賞

フォーラム

で生産から処理、流通まで一貫した体制が整い、生産者は平成7年からA5の品質を産出して、「いけだ牛」のブランドが確かなものとなりました。町営レストランで「いけだ牛」を楽しまれましたが、ブランドが高まると材料費も上昇します。これまでレストラン事業の収益は他会計への繰り出し、35年間の累計で9億円を超えましたが、平成20年に民間に移行し、残った精算金1億5千万円は一般会計へ引き継ぎ、レストラン事業の役割を終えました。

変化する魅力と交流するまちづくり

昭和50年には都会と地域の子供が交流する宿泊施設、町営「まきばの家」がオープンし、炭で焼く牛肉のバーベキューと町民還元用ロゼが人気で、多くの利用がありました。昭和60年代までは、「音楽キャンプ」や民間施設の開業、ワイン販売が相乗的に働き、観光の地域づくりがすすめられました。類似の施設が全国各所にでき利用人数は減少しました。

町は平成11年から施設を民間に貸与しましたが、誘致企業が「まきばの家」に隣接して羊の牧場を整備し、平成18年からはレストランの開設や、牧場とタイアップしたシーブドックシヨールや日本最大の羊の移動シヨールなど「風と羊の丘まつり」が開かれ人気を呼んでいます。

また、昭和47年には、ヨーロッパのブドウ生産と生活を見て回る第1回のワインツアーが始まり、平成12年までに15回開催しました。341人のツアー経験者は、ワインがもたらす豊かな生活文化の理解者となり町づくりの実践者、応援者となりました。国内では「ふるさと池田会」や「十勝ワイン友の会」など全国に多様な交流のネットワークが作られ、また平成16年からは十

勝ワインや池田町のことを知る「十勝ワインバイザー」の認証制度が始まり、全国に新たな交流が広がっています。

赤字の出せない公営企業 熟成は財産

池田町には水道、病院、と畜場事業の他、ブドウ・ブドウ酒、レストラン、まきばの家、食品、牧場、町有林事業の公営企業の事業がありました。平成13年まで「企業部」という組織で事業を進めていましたが、廃止したもののや一般会計に戻った会計があります。売ることの難しさや、地元産物から安価な商品やサービスを作り出すことの難しさを経験してきました。

法によると自治体の企業会計の経費は一般会計からの繰入れで収入にあてることができるとなっていますが、ブドウ・ブドウ酒事業にはこれまで繰り入れを受けたことはなく、逆に累積で20億円ほどを一般会計に繰り出して体育館やホール建設や歩道の整備などの自主財源としています。

赤ワインがおいしくなるためには熟成が必要ですが、池田町のブドウはその期間は長めです。ブドウが収穫されてから、ワインは樽とビンで熟成し4〜5年を、ブランデーでは15年から30年もの時を経過しますが、この間は農家に支払ったブドウの費用を現金化できずにいます。熟成中の酒類は、会計では貸借対照表上の流動資産であり、現在は数億円になっています。

＜熟成25年のブランデー原酒



ブドウの奨励とワインの競争

町では昭和46年にブドウ栽培振興奨励条例を制定して3年目までは奨励金を、災害には補償金を交付して農家の生産を奨励していますが、生産農家が減少しています。これは十勝の農業は大規模機械化経営が主流であり、ブドウ栽培は比較的高収益なのですが、人手に頼る作業のため新規参入が少ないためです。「清舞種」「山幸種」は手間がいらす省力化ができ、今後栽培面積の拡大が期待されています。

世界ではワインは生産過剰気味ですが、嗜好品のため高価なワインがあります。フランスのワインが高い価値を数百年間保ち続けているのは、厳しい制限の歴史があるからです。最近では人工衛星のデータから品種別に栽培適地を割り出し、徹底した科学的手法を持ち込む企業があります。適地適作の世界的な分業

▷毎年10月第1日曜日に開かれるワイン祭りでは、牛の丸焼きが人気を呼ぶ。



フォーラム

▷マイナス15℃の早朝、アイスワインの原料となる山幸を収穫。



によりフランスの銘醸ワインをお手本とした低価格品が産出されています。ブドウの1kgの価格は、池田町は平均270円、山梨県の甲州種は平均170円、アメリカのシエナノン・プラン種は平均26円であり、途上国では価格が10円にもならないところがあります。どうしたら世界と争える安価なワインが造れるか、価値ある質が生み出せるか、大きな課題に取り組んでいます。池田町では、平成20年に熟成期間を短縮して価格を抑えた「十勝ワインとかち野」を発売し、また、氷点下15度で収穫した山幸のアイスワインを新発売し好評を得ています。 町営企業も創業46年となりましたが、経営の基本はお客様に満足いただける商品とサービスを提供することに

◁新製品「十勝ワイン」とかち野



尽きます。目的は地元理解を得て、園芸作物としてのブドウ生産を農業経営の一角に定着させることであり、必要な費用は研究費です。

町営だと甘えてはいけません。まずが、町民や地元の皆さんには随分と応援をいただいています。まずは地産地消で、町民のワイン消費量は国内平均の数十倍と言われ、商品の感想やアイデアをもらえます。また、ワイン祭りなどイベントでの奉仕や、秋には企業、団体、サークルや中学生など、多くの皆さんが町のブドウ園のブドウをボランティアで収穫してくれます。

池田町のワイン事業の株主は町民、株主会議は町議会、蔵に眠るワインは町民の共有財産です。ワイン事業は、経営手法も検討しながらも事業を維持することが町全体の総意ですが、町民が経営に関係し支える永続的の事業として維持・発展させることが大切です。農家や商店、地域で決定権を持つ経営者が減ってはいますが、自立の一助として、地元産物を原料とした付加価値産物を追求し、ものづくりの挑戦を続けています。

池田町ブドウ・ブドウ酒研究所長

中林 司

都道府県別市町村数

(平成21年 6月1日現在)

Table with 17 columns: 都道府県, 町, 村, 町村計, 市, 計, 都道府県, 町, 村, 町村計, 市, 計, 都道府県, 町, 村, 町村計, 市, 計. Rows list various prefectures and their respective town/village counts.



町村NAVYコーナーでは掲載情報を募集しています。掲載をご希望の場合は全国町村会広報部 TEL:03-5388-10408(0)に。

**長野県 軽自動車税の「コンビ」
長野野 収納を開始**

町は2009年度当初課税分から、軽自動車税の「コンビ」収納を開始した。これは、前年度から長野県の自動車税「コンビ」収納が始まり、要望があったことや、軽自動車税は現金納付率が高いことなどから、納付場所と納付機会を拡大し、収納率を向上させることを目的として導入したものである。

当町のある上伊那郡は住民情報システムを広域で運用しているが、「コンビ」収納を導入したのは郡下に先駆け唯一のことである。利用率は現金納付者のうち25・5%に達し(7月24日現在)、曜日や時間に関係なく納付されており、納税者の利便性に繋がっている。

また、水道料もこの6月から「コンビ」収納を開始しており、住民サービスの拡大となるよう、来年度からは全税目について導入予定で準備を進めている。

**長野県 大人のための学校
取部 鳥南 「おせの楽校」を開校**

町は6月から、地域住民に新たな発見の場を提供することなどを目的に、町民

が町内5つの小中学校を巡回して授業を受けることができる町立地域学校「おせの楽校」を開校している。「おせ」は大人を意味する方言で、受講は概ね50歳から70歳未満の町民が対象。月1回のペースで来年3月まで開校する。

楽校は、町内の各小中学校で開催。月に開催場所を変え、授業も会場となる学校の先生が担当する。授業は、各小中学校の時間割りの4時限目と5時限目に開催。各授業の間には給食と昼休憩、清掃の時間がある。

授業内容は、小中学生レベルの課題が中心の算数・数学や国語、英語などのほか、ラジオ体操等を行う体育やコンピュータを使った年賀状作りなどを企画している。1回の授業料は給食費や教材費を含んで原則500円となっている。

**長野県 地方再生へ病院・学園
根賀 島吉 民間と協定**

町は、安心して住み良い吉賀町の実現へ「医療・介護・福祉・人材育成・居住福祉」の視点から連携を図る基本協定を、町と六日市病院、六日市学園、コミュニティネットワーク協会等と締結した。

町では過疎化への対応が課題となっているほか、病院では経営健全化、また学園では介護福祉科・看護科の生徒減少などの課題を抱えている。協定を受けて、町では学園を核とした人材育成事業とともに、都市と地方の移住・交流受入れシステムを構築し、行政・教育機関・病院と連携した地方再生事業を展開する。

なお、町では定住(一ターンの)・企業・都市交流の一環として移住体験滞在施設(移住お試し住宅)をはじめ都市農村交流施設、ふるさと案内人、ふるさと応援団、空き家情報バンク、定住促進住宅・町営住宅情報、企業誘致など様々な取り組みを展開。移住お試し住宅では6世帯が入居し、すでに4世帯が移住する実績も挙げている。

**長野県 担い手確保などへ
山平 有機農業推進計画**

町はこのほど「有機農業推進計画」を策定した。町では、既に1970年代から環境保全型農業を推進。有機農業で生産された地元野菜を認証する「ひらお・こだわりの産物認証制度」制定や認証農産物を販売する「ひらお特産品センター」整備など独自の取り組みを進めている。

その中で、06年に「有機農業推進法」が施行、「有機農業推進基本方針」が公表されたことも踏まえ同計画を策定。町と農業生産者、消費者と協同して地産地消を推進することにした。同計画には、11年度までの数値目標に①こだわり栽培農産物認証制度会員年間3人・延べ8人②エコファーマー年間3人延べ12人③特産品センター出荷者年間3人延べ12人1人などを掲げた。

**長野県 自治振興区を対象に
熊山 「躍進賞」を授与**

町はこのほど、住民自治組織「自治振興区」を対象に、健康診断受診率の向上対策として「躍進賞」などを設けて表彰し、賞金を授与する制度を始めた。「自治振興区」は、平成18年度から設立。現在、町全域には28の団体があり、旧小学校区の範囲を基本とした、複数の集落と各種団体を包括する組織となっている。

町では、自治振興区の活動を支援するために、従来の公民館活動助成金や体育協会支部助成金などを統合した総合型補助金「自治振興区助成金」を交付している。助成金は、自治体の普通交付税方式にならない算定は外形でしており、その用途についても、ほぼ制限がない。

また、別に地域の特性を活かした独自の取組みを支援するために、特別交付税的な「独自事業補助金」を交付している。限度額は1団体一律の30万円で、施設整備から行事まで様々な活用がされている。町は「躍進賞」等の賞金として、6団体総額12万円を予算化している。

情 報

新任都道府県町村会長の略歴

福島県町村会は平成21年5月27日の定期総会で次の通り会長を選出した。

(5月27日就任)

福島県町村会長
安達郡大玉村長
あだちくんとおたま



浅和定次
あさわ さだじ
昭和13年8月10日生

静岡県町村会は平成21年6月16日の総会で次の通り会長を選出した。

(6月16日就任)

静岡県町村会長
周智郡森町長
しちちくもり



村松藤雄
むらまつ ふじお
昭和21年2月9日生

【住所】福島県安達郡大玉村大山字三合目123番地

【村長に就任するまでの経歴】▽昭和33年大玉村役場職員▽62年村建設課長▽平成4年村税務課長▽5年大玉村長

【村長としての回数】4回

【町村会関係の経歴】▽平成13年安達地方町村会長▽15年福島県町村会副会長

【主な業績】▽全村圃場整備事業の終結▽住民健康予防事業の推進と福祉パスの運行▽中学校大規模改修及び特色ある学校づくりの推進▽官民一体の定住促進対策事業▽特色ある子育て支援事業(医療費等、妊婦検診の無料化)▽阿武隈川大型橋梁新設整備事業

【趣味】読書・家庭園芸

【家族】妻・母・息子夫婦・孫

【住所】静岡県周智郡森町中川1-1-807

【町長に就任するまでの経歴】▽平成6年湖西市助役▽9年静岡県総務部地域振興室長▽11年静岡県総務部市町総室長▽12年本森町長

【町長としての当選回数】4回

【町村会関係の経歴】▽平成20年静岡県町村会副会長

【主な業績】▽飯田小・宮園小・泉陽中体育館の建替▽役場庁舎・学校校舎・体育館耐震補強▽町営住宅天宮団地建替▽公共下水道事業着手・浄化センター建設▽保健福祉センター建設▽第8次森町総合計画策定▽行政改革・病院経営改革プランの推進▽協働まちづくり推進事業

【趣味】ゴルフ・梨栽培・旅行

【家族】妻

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

http://www.zck.or.jp/choson/

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。



ビジネスマナー

電話の取り次ぎの基本

マナーアドバイザー 児玉 伸子

電話の取り次ぎの流れを
もう一度おさらいする

電話は日々の生活に必要不可欠な通信手段であり、大切な「コミュニケーションツール」。それだけに電話応対に関するマナーは数多くあります。そのなかでもぜひ身につけたいのが、電話に出てから指名の相手に取り次ぐ一連の流れ。この短いやり取りのちよつとしたことで相手に与える印象が異なり、昔から「電話心対で、その職場の教育やマナーのレベルがわかる」と言われるほど。自分だけでなく、職場全体のイメージにも関わるので、基本をおさらいしましょう。

電話に出たら、社名や部署名、個人名など、職場のルールにのっとり、こちから名乗ります。相手も名乗ったら、「いつもお世話になっ

ております」と言うのも定型のあいさつ。まだ仕事のお付き合いがない相手であっても同様です。

もし相手が自分の名前を言わない場合は「恐れ入りますが、お名前を伺えますでしょうか」と、相手を確認してから取り次ぐのもマナー。電話の音が聞き取りにくい場合も、遠慮せずに「お電話が遠いようですが、もう一度お聞かせ願えますか」と聞き直します。

相手に見えないはずの仕草
からも様子が伝わる

電話応対の際に心がけたいのは、聞き取りやすい話し方。これは正しい言葉遣いや話すスピード、発音など。日頃から気を付けていれば、着実に上達するはずですよ。

こつとした基本を踏まえたとうえで、さらに心がけたいのが笑顔と姿勢で

す。電話はお互いの姿が見えませんが、しかし、声の調子から相手の様子がわかるものです。言葉はいいねいでも、不機嫌な顔をしていたり、頬杖をついて話していたりすると、その雰囲気は電話の相手にも伝わってしまいます。

姿勢を正し、笑顔で受話器を取れば、明るく感じよく話せるでしょう。

そのときの状況に合わせ
最適な方法で応対をする

職場では相手が指名した人が外出中、ほかの電話に出ているなど、さまざまなことが考えられます。そこで状況に合わせた対応が必要です。

指名の相手が離席しているもの、すぐに戻ってきそうなら、それを話して「戻り次第、ご連絡差し上げるよう申し伝えましょうか」と相談します。電話の相手がそれでもいいなら、指名の相手にメモを残します。伝言を預かる場合は、必ず内容を復唱するのも基本です。また「コールバックは必要ありません」「かけ直します」という場合も、メモ

を残すこと。電話の相手を出来るだけ待たせない配慮も必要です。時間がかかりそうなききは、「もう少しかかりそうですが、お待ち願えますか」と途中報告を入れましょう。

指名の相手が外出中なら、職場に戻る予定時間を伝えて、その後に連絡する形でもよいか確認を取ります。急ぎの用件なら、携帯電話に連絡するなどします。その際、当人の承諾を得ていない限り、携帯電話の番号を伝えて直接連絡してもらうのは厳禁です。外出先を職場外の人に言うことも避けましょう。

指名の相手が休みを取っているなら、その旨を伝えます。ただ病気で長期療養中といった場合、職場外の人にどう伝えるかは事前に上司と相談しておく必要があるでしょう。

指名の相手が電話中なら「〇〇様から電話です」とメモで伝え、指示を仰ぎます。会議中なら終了予定時間を伝え、その後の連絡でもいいか伺いましょう。急用なら、このときも指名の相手にメモで伝えて指示を仰ぐようにしましょう。

随 想

随 想

生命地域宣言

島根県飯南町長 山崎 英樹



飯南町は、島根県中南部、広島県との県境、中国山地の脊梁部に位置する町です。周囲は1,000メートル前後の山々に囲まれ、平坦地の標高が450メートルの県下でも代表的な高原地帯で人口約5,800人の町です。

大国生命が琴を弾いたと伝えられる琴引山は、出雲風土記にその名をとどめ、悠久の歴史をうかがい知ることができません。

本町は平成17年1月に2つの町が合併し、「小さな田舎からの生命地域宣言」を基本理念として誕生しました。

この「生命地域」という理念は、本町にある、「島根県中山間地域研究センター」からいただきました。この研究センターは、今から10年前、全国で初めて、中山間地の持続的な地域社会の形成を支援するシンクタンクとして島根県により設置されています。今では数々の研究成果をあげています。

そのオーブンに当たり「生命地域宣言」がなされました。それは、「中山間地域はいのちを育むみなもの地、環境の世紀における先進空間であり、中山間地域の再生を宣言する。(要約)」というものです。

私たちは今こそ、正に、中山間地域に住む事に、自信と誇り、そして責任を持たなくてはならないと思います。

わが町では、その意思を表す取り組みとして、「森林を活かした町づくり」と「環境に優しい町づくり」を進めようとしています。

本町の90%を占める森林は、多分にもれず、なかなか手入れをすることができず、私たちの普段の生活にあまり関わりが無くなってきています。しかし、私たちの先人は、森から、材はもとよりですが、山菜、木の実に食を求め、燃料を調達し、薬木、薬草で病気を治してきました。

こうした先人の森林との関わりを、現代に再び活かすことが求めら

れていると思うのです。そして、それは、木質バイオマスや森林体験事業、機能的食品という形でいろいろな取り組みがなされています。

本町では、先ず、みんなが森林に目を向け、町民はもとより、都市住民の皆さんにも、森林の持つ力を享受していただくこと、「森林セラピー」に取り組んでいます。これは、生理実験等により「癒し」効果が高いと検証がなされた森が認定されるものであり、現在35カ所が認定されています。

今後、安定した事業として展開し、また、より多くの都市部の皆さんに利用いただくためのいろいろな仕組みをつくりたいと考えています。そして、全国の仲間の皆さんと手をつないで、多くの国民の皆さんの健康づくりに貢献していきたいと思っています。

また、清らかな水を生み出し、二酸化炭素を吸収する上からも、適切な森林整備は欠かせません。そして、そこには若者の雇用の場が生まれます。現在新たな税の導入に向けて運動がなされていますが、是非とも安定して持続的な森林整備が行えるシステムができることを期待しています。

上流、中流、下流が一体になって、我が国の貴重な財産である森林を生

かしていきたいものです。

環境問題として、二酸化炭素の排出削減が大きな課題となつています。

そうした中、本町では、特産の「やまといも」に二酸化炭素の排出量表示を始めました。100グラム当たり「16.0g」の排出です。都市部に出荷すれば、更に輸送時の排出量が増加します。

これは生産者、消費者みんなの環境意識を高めようとするものです。私たちが生産者は更にこの量を削減するため、これまでも増して化学肥料や農薬の使用を控え、無駄な包装をしないなどの努力をしています。このことは、安全な農産物の生産とコスト削減にもつながります。また、消費者の皆さんには、地産地消や国内産の利用にさらに理解を深めていただくことになると思っています。

今後、表示品目を増やしていきたいと考えており、こうしたことに取り組みながら、環境に優しい町づくりを進めようと思っております。

わが町を「生命地域」として再生するために、一歩々々確かな歩みができるよう努力をしていこうと思っております。



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 通常に新規でご加入するよりも **40% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱契約により更に **5% (ただし、一括払のみ)**
- 保険料分割払 (12回) も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱一括払の5%割引の適用はありません。)

さらに
無料ロードサービスがついてきます。
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例 ・自動車総合保険(損保ジャパン) 保険期間1年
・自動車保険集団扱一括払による割引5%適用。

<p>車名 スズキ ワゴンR 型式 MH22S 初度登録 平成21年1月(新車割引あり) 年齢条件 30歳以上担保 運転手限定 家族限定 共済(保険)金額 150万円 払込方法 集団扱一括払</p>	➔	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">加入タイプ</th> <th style="text-align: center;">免責金額なし</th> <th style="text-align: center;">免責金額5万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般条件(割引適用済)</td> <td style="text-align: center;">40,690円</td> <td style="text-align: center;">32,420円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><small>(通常・新規で加入する場合)</small></td> <td style="text-align: center;">71,380円</td> <td style="text-align: center;">56,880円</td> </tr> <tr> <td>車対車+A(割引適用済)</td> <td style="text-align: center;">22,380円</td> <td style="text-align: center;">17,830円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><small>(通常・新規で加入する場合)</small></td> <td style="text-align: center;">39,260円</td> <td style="text-align: center;">31,280円</td> </tr> <tr> <td>限定A(割引適用済)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">3,960円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><small>(通常・新規で加入する場合)</small></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">9,030円</td> </tr> </tbody> </table>	加入タイプ	免責金額なし	免責金額5万円	一般条件(割引適用済)	40,690円	32,420円	<small>(通常・新規で加入する場合)</small>	71,380円	56,880円	車対車+A(割引適用済)	22,380円	17,830円	<small>(通常・新規で加入する場合)</small>	39,260円	31,280円	限定A(割引適用済)	-	3,960円	<small>(通常・新規で加入する場合)</small>	-	9,030円
加入タイプ	免責金額なし	免責金額5万円																					
一般条件(割引適用済)	40,690円	32,420円																					
<small>(通常・新規で加入する場合)</small>	71,380円	56,880円																					
車対車+A(割引適用済)	22,380円	17,830円																					
<small>(通常・新規で加入する場合)</small>	39,260円	31,280円																					
限定A(割引適用済)	-	3,960円																					
<small>(通常・新規で加入する場合)</small>	-	9,030円																					

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のもので、保険料は平成21年1月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
 - ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
 - ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
 - ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、事故の際に自己負担していただく金額です。
 - ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
〈車両保険引受保険会社〉 ㈱損害保険ジャパン
平成20年9月9日 SJ08-05327